

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	青森県	市町村名	とわだし 十和田市	地区名	とわだしちほうしんがいらちく 十和田市中心市街地地区	面積	109 ha
計画期間	平成	31	年度	～	平成	35	年度
交付期間	平成	31	年度	～	平成	35	年度

目標

大目標 アートの感動を共有し、賑わいと暮らしが共鳴する街とわだ ～市民の暮らしを支え、人々が集い・活動する中心市街地を目指して～

目標1 芸術・歴史・文化を活かした、魅力的な市街地の形成

目標2 歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と、利便性の高い市街地の形成

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

- ・十和田市の中心市街地は、国道を軸とした交通の要衝であるとともに、行政・金融・商業・情報機能等の様々な機能が集積し、市のみならず上北地域の消費生活の中心として発展してきた。
- ・官庁街通りは、日本の道・百選にも選ばれるまでに整備が進み、その沿道では、市立中央病院の改築による医療福祉機能の強化や、世界的に有名な建築家が手掛けた公共施設のオープンにより新たな魅力が付加された。
- ・十和田市現代美術館を核として、屋外アート作品やアートファニチャーの設置などにより、現代アートをコンセプトとした都市空間が形成され、来街者増による賑わいが創出された。
- ・中心市街地に、民間事業者による複合型商業施設が完成し新たな店舗が増えたこと、「現代美術館」と連携したアートを活かした各種事業の実施などにより多くの観光客や市民が街を訪れるようになった。
- ・市民交流プラザ等の開館により子供から高齢者まで多くの市民が足を運ぶようになった。
- ・一方で、近年の長引く経済不況等により、商業複合施設や住宅施設整備が中止になった影響などから、居住人口の減少、空き店舗の増加・小売商業販売額の低下、地価の下落などには歯止めがかかっている。
- ・平成24年に公共交通の核となっていた十和田市駅の廃止による人の流れの変化や集客力への影響などもあって、中心市街地の衰退傾向が続いている。

課題

■現代アートによる魅力のさらなる強化と中心市街地への効果波及

・現代アートをコンセプトとしたまちづくりは着実に成果をあげており、北東北エリアの一大観光地である十和田湖・奥入瀬溪流の集客力なども背景に、観光施設や各種イベントの入込客数は好調に推移しているものの、中心市街地の賑わいや活力への波及は不十分となっている。

■市民生活を支える都市機能の強化

・十和田観光電鉄線の撤退にともない十和田市駅が廃止され、本市の公共交通ネットワークの“核”が失われたことで、中心市街地の集客力にも影響が生じており、多様な手段で「中心拠点」にアクセスすることができる交通環境の構築が必要となっている。

・官庁街通りを中心に公共公益施設がコンパクトに集積している強みを活用し、人口減少・高齢化が進む中でも、生活を支える様々なサービスを効率的に提供し続けられる市街地の形成・機能強化に取り組んでいく必要がある。

将来ビジョン(中長期)

【第2次十和田市総合計画】

・コンパクトで利便性と快適性を兼ね備えた中心市街地の形成を図るとともに、道路・上下水道・情報通信などの整備を計画的に推進する。

【十和田市都市計画マスタープラン】

・中心市街地は、本市の中枢部分であり、旧国道4号沿道は今後とも中心商業ゾーン、官庁街通り沿道は観光拠点等として位置付け、整備を進める。

【十和田市立地適正化計画】

・都市機能や居住の誘導を推進し、「コンパクトなまちづくり」を進めていくことで、住みやすい・住み続けられる、将来的にも持続的なまちを実現していく。

【十和田市公共施設等総合管理計画】

・中長期的な視点をもって公共施設等の更新・統合などを計画的に行うことにより、安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供していくとともに、効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現していく。

【十和田市地域公共交通網形成計画】

・市街地周辺の居住環境の魅力向上による人口の集積および賑わいの創出を目指し、公共交通の核となる拠点の形成及び拠点を中心とした利便性の高い公共交通サービスの提供により、市街地内及び拠点間の回遊の活性化を促す。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
歩行者・自転車通行量	人/日	中心市街地における平日・休日の平均の歩行者・自転車の通行量	芸術・歴史・文化といった中心市街地の魅力を最大限に活用し、市街地への来訪や回遊促進を目指す。	4,651	H30	4,885	H35
空き地・空き店舗数	箇所	商店街における空き地・空き店舗数	人が集まりやすい交通環境が形成されることで、中心市街地としての魅力を増進し新たな店舗等の立地促進を図る。	52か所	H29	44か所	H35

※数値は精査中

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【芸術・歴史・文化を活かした、魅力的な市街地の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代アートコンセプトを拡充・強化し、見るだけでなくアートを体感できる取組や、市民がアートをより身近なものに感じられる取組などを通じて、市民と来訪者が感動を共有できる街づくりを推進する。 ・新たな魅力要素となってきた近代建築作品なども活用しつつ、来訪者の中心市街地内の回遊を促進する仕組みづくりを行うことなどにより、都市活力への効果波及を図る。 	<p>(基幹事業/道路) 交差点改良 (提案事業/地域創造支援事業) アーケード撤去 (基幹事業/地域生活基盤施設) 中心市街地交通広場 (基幹事業/高次都市施設) 地域交流センター (提案事業/地域創造支援事業) 待合室</p>
<p>【利便性の高い市街地の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「立地適正化計画」や「地域公共交通網形成計画」に基づく取り組みと強力で連携し、市民みんなで使う多様で高レベルの都市機能の誘導・集積を推進することで、将来にわたって市民生活に必要な都市サービスを提供し続けられる拠点形成を図るとともに、クルマを利用する人も利用しない人も、市内各所はもとより、広域からも集まりやすい交通環境を構築する。 	<p>(基幹事業/道路) 交差点改良 (基幹事業/地域生活基盤施設) 中心市街地交通広場 (基幹事業/高次都市施設) 地域交流センター (提案事業/地域創造支援事業) 待合室</p>
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画についての住民等との間での合意形成方法の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画は、市のホームページにおいて情報公開を行い、継続的に情報公開を行っていく。 ○交付期間中の計画の管理に関する内容(モニタリングの実施予定、内容等) <ul style="list-style-type: none"> ・交付期間中の円滑な事業進捗と目標の達成に向け、庁内に横断的な調整部会を設置し、事業計画の管理を実施するとともに、中心市街地活性化協議会と連携を諮り事業の協議・調整や進捗状況の検証等を実施する。 ○事後評価に交付金の成果と今後のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・交付金事業の交付期間終了年度に事後評価を行い、事業終了後も交付金の効果の維持を図るために、今後のまちづくりの方策を検討・実施する。 	

都市再生整備計画の区域

十和田市中心市街地地区(青森県十和田市)	面積 109 ha	区域 稲生町、東一番町の一部、東二番町の一部、東三番町の一部、 西一番町の一部、西二番町の一部、西十二番町の一部、 西三番町の一部、西十三番町の一部
----------------------	--------------	---

